

託送料金認可取消請求事件 控訴審第4回口頭弁論 弁護士意見陳述

2024.6.5
控訴人訴訟代理人
弁護士 馬場 勝

1

はじめに（これまでの控訴人の主張）

- ▶ 何が原価かどうかは、会計の諸原則などに照らして、その事業を営むために必要な費用かどうかということによって定まる。
- ▶ 電気事業法18条3項1号に規定する「適正な原価」とは、一般送配電事業を営むために必要な費用をいう。
- ▶ 「原価」は財務会計上の概念であるので、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容は明確。
(控訴理由書11～12頁)

2

原価計算基準について①

- ▶ 昭和24年に財務諸表の作成に関する会計基準である企業会計原則が制定されたが、制定当初、原価計算手続や原価に関する基準は存在していなかった。
- ▶ そこで、原価計算に関する基準を制定すべく、昭和25年から制定作業が開始され、昭和37年に大蔵省企業会計審議会から原価計算基準が公表されることとなった。

3

原価計算基準について②

- ▶ 原価計算基準はそれ自体、法令ではないが、実践規範として企業における原価計算の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものであり、原価計算を制度化したもの。
- ▶ そのため、原価計算基準は慣習法として位置づけられ、旧商法32条にいう「公正なる会計慣行」として適用される。

4

原価計算基準について③

- ▶ 現行の会社法431条においても「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されており、企業における会計は原価計算基準に従うべき法的義務を負う。また、原価計算基準に従って算定された原価は、公正妥当なものとして適切なものとされる。
- ▶ さらに、原価計算基準自体は法令ではないものの、現行の会社法、金融商品取引法、税法等が改廃される場合には、原価計算基準を尊重し、十分に考慮することが必要となる。

5

原価計算基準について④

- ▶ また、政府の認可を要する公共料金については「適正な原価」を補償する旨の定めがあることが多く、その場合の「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち、「原価計算基準」に準拠して計算された原価と考えられている。

6

原価計算基準について⑤

- ▶ したがって、原価計算基準は実定法の基礎をなすものであり、実定法は原価計算基準の枠内において規定されなければならない。

7

原価計算基準について⑥

- ▶ 原価計算基準は、多種多様な企業活動が存在する中、一定の幅を持った弾力性を有するものであるが、その精神に反する制度を設けるべきではないことは明らか。
- ▶ 業種の実情によっては、原価計算基準に規定される原価計算手続を行うことが困難な場合も考えられるが、その場合でも原価計算基準の精神に則り、公正妥当な原価計算手続を設けることができれば、原価計算基準からの逸脱を避けることができる。
- ▶ また、各業界あるいはこれを監督する諸官庁において、業種別の原価計算の基準を定める場合にも、原価計算基準に反する原価計算手続や原価を規定することは認められず、原価計算基準を尊重することが要請されている。

8

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が電気事業法に規定する「適正な原価」等に該当するか否かは、原価計算基準の規定する原価の要件を満たしているかどうかの判断が必要となること①

- ▶ 原価計算基準では、原価計算の目的として、(1)財務諸表作成目的、(2)価格計算目的、(3)原価管理目的、(4)予算管理目的、(5)経営基本計画設定目的が掲げられている。
- ▶ このうち、(2)価格計算目的は、原価に利益を上乗せして価格を決定するという価格形成（原価＋利益＝価格）を想定しており、政府の調達物資の価格計算のほか、政府の認可を必要とする各種の運賃や公共料金の設定も含まれると解されている。

9

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が電気事業法に規定する「適正な原価」等に該当するか否かは、原価計算基準の規定する原価の要件を満たしているかどうかの判断が必要となること②

- ▶ 原価計算基準は一般に公正妥当な原価計算の実践規範であり、単なる理論や学説ではなく、実務慣行と関係諸法令との調整の上に設定された制度であるため、拘束力を有する。
- ▶ そのため、政府の調達物資の価格計算、そして政府の認可を必要とする公共料金の設定に関する法令の中の原価計算及び原価に関する事項は、原価計算基準に準拠しなければならない。
- ▶ 託送料金は電気事業法18条3項1号に規定する「適正な原価」、本件算定規則3条1項に規定する「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に基づいて算定されるものである以上、これらの「原価」は、原価計算基準に従って算定された原価でなければならない。

10

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が電気事業法に規定する「適正な原価」等に該当するか否かは、原価計算基準の規定する原価の要件を満たしているかどうかの判断が必要となること③

- ▶ したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が、電気事業法に規定する「適正な原価」や本件算定規則に規定する「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に該当するか否かは、原価計算基準の規定する原価の要件を満たしているかどうかの判断が必要となる。

11

会計学における原価の範囲及び原価計算基準が規定する原価の要件、そして原価計算基準が原価とならない項目を例示している非原価項目の観点からすると、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金の中に組み込むことは許されないこと④

原価の範囲

- ▶ 会計上、すべての費用が原価となるわけではなく、損益計算書上の売上原価、販売費及び一般管理費の項目に限定される。また、貸借対照表では棚卸資産を構成する製品、仕掛品の原価のみが計上されることになる。
- ▶ こうした原価の範囲を定めるために、原価計算基準では原価の要件を規定している。

12

会計学における原価の範囲及び原価計算基準が規定する原価の要件、そして原価計算基準が原価とならない項目を例示している非原価項目の観点からすると、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金の中に組み込むことは許されないこと②

原価の要件

- ▶ 原価計算基準では、原価について「原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、は握された財貨又は用役の消費を、貨幣価値的に表わしたものの」と定義している。

言い換えると、

- ▶ 「原価とは、経営における製品・サービスに関わらせて把握された材料、労働力等の消費を金額で表したもの」

13

会計学における原価の範囲及び原価計算基準が規定する原価の要件、そして原価計算基準が原価とならない項目を例示している非原価項目の観点からすると、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金の中に組み込むことは許されないこと③

原価の要件

- ▶ 原価計算基準では原価の定義に続き、原価として容認されるための4つの要件を規定している。ある費用項目が原価として認められるか否かは、**以下の4つの要件すべてを満たす必要があり**、一つでも合致しないものは原価として容認されない。
- ▶ ① 経済価値消費性
- ▶ ② 給付関連性
- ▶ ③ 経営目的関連性
- ▶ ④ 正常性

14

会計学における原価の範囲及び原価計算基準が規定する原価の要件、そして原価計算基準が原価とならない項目を例示している非原価項目の観点からすると、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金の中に組み込むことは許されないこと④

非原価項目

- ▶ 原価計算基準では、前記の原価の4要件を補足するため、原価と認められない非原価項目を例示している。
- ▶ 非原価項目は、売上原価（製品原価）、販売費及び一般管理費（期間原価）以外の項目であり、4つに分類して列挙されている。このうち、原価の要件を満たさない非原価項目として例示されるものは、以下の2つ。
- ▶ (1) 経営目的に関連しない価値の減少
- ▶ これは、原価の要件③（経営目的関連性）を満たさない項目であり、例えば未稼働の固定資産、長期にわたり休止している設備、経営目的に関連しない資産における減価償却費、管理費、租税等の費用が挙げられる。このほかにも、有価証券の評価損及び売却損等が例示されている。
- ▶ (2) 異常な状態を原因とする価値の減少
- ▶ これは、原価の要件④（正常性）を満たさない項目であり、例えば火災、震災、風水害等の偶発的事故による損失や予期し得ない陳腐化等によって固定資産に著しい減価を生じた場合の臨時償却費が挙げられている。このほかにも、違約金、損害賠償金、偶発債務損失、固定資産売却損・除却損等が例示されている。

15

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること
①

総論

- ▶ 原価計算基準では、前記の原価の4要件すべてを満たすことによって原価性が認められることとなる。
- ▶ もっとも、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性について、原価計算基準における原価の4要件に照らして検討するとともに、非原価項目の例示とも照らし合わせて判断を行うと、いずれもその原価性が否定される。

16

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ②

原価の4要件①（経済価値消費性）

- ▶ 原価は、製品・サービス等を生産し、販売する経営過程における経済価値の消費。これを一般送配電事業者にあてはめて考えると、託送料金の営業費は送配電サービスの提供、販売といった一般送配電事業者の経営過程における経済価値の消費となる。
- ▶ ところが、賠償負担金は「福島第一原発事故に係る損害賠償費用」であり、廃炉円滑化負担金は「原発の廃炉費用」であるため、これらの費用はそもそも送配電サービスの提供、販売といった一般送配電事業者の経営過程とは関係がなく、その経営過程における経済価値の消費とはならない。
- ▶ したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の①の要件（経済価値消費性）を満たしていない。

17

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ③

原価の4要件②（給付関連性）

- ▶ 原価は、給付（製品・サービス等）に転嫁される価値であり、その給付に関わらせて把握しなければならない。託送料金の営業費として認められるためには、送配電サービスの提供、販売に転嫁される経済価値であり、送配電サービスの提供、販売に関わらせて把握される必要がある。
- ▶ ところが、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は「発電事業に係る費用」であり、送配電サービスの提供、販売に転嫁される経済価値ではなく、送配電サービスの提供、販売に関わらせて把握される費用ではない。また、発電事業に係る費用である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を送配電事業の託送料金の営業費に付け替えることは、異なる原価計算対象に割り当てることになる。
- ▶ したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の②の要件（給付関連性）を満たしていない。

18

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ④

原価の4要件③（経営目的関連性）

- ▶ 原価は、企業の諸活動における生産・販売に関わる経営活動に関連したものであり、損益計算書上の売上原価、販売費及び一般管理費に限定されることになる。
- ▶ これを一般送配電事業者にあてはめて考えると、一般送配電事業者の経営活動は送配電サービスの提供、販売に関連するものであり、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は「発電事業に関わるもの」であるため、一般送配電事業者の経営目的とは何ら関係がない。また、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、損益計算書上の「特別損失」にあたる項目であり、売上原価、販売費及び一般管理費に相当する項目ではない。
- ▶ したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の③の要件（経営目的関連性）を満たしていない。

19

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ⑤

原価の4要件④（正常性）

- ▶ 原価は、正常的な経営活動のもとで消費される経済価値を前提としているが、賠償負担金は「東日本大震災による福島第一原発事故によって生じた損害賠償の費用」であり、正常的な経営活動のもとで消費される経済価値でない。また、廃炉円滑化負担金は「従来よりも安全対策が厳格となった新規規制基準を満たしていない原発の廃炉費用」であり、原発を稼働するための安全対策の基準を満たしていない時点で正常的な経営活動のもとで消費される経済価値ではない。
- ▶ したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価の④の要件（正常性）を満たしていない。

20

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ⑥

廃炉円滑化負担金の非原価性

- ▶ 非原価項目では、経営目的に関連しない価値の減少として、未稼働の固定資産や経営目的に関連しない資産の減価償却費を非原価項目としている。
- ▶ 廃炉円滑化負担金は、廃炉となった原子力設備の減価償却費を含んでおり、これは「未稼働の固定資産の減価償却費」であり、「一般送配電事業者の経営目的に関連しない資産の減価償却費」に相当する。
- ▶ したがって、廃炉円滑化負担金は非原価となる。

21

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ⑦

賠償負担金の非原価性

- ▶ 非原価項目では異常な状態を原因とする価値の減少として、火災、震災、風水害等の偶発的事故による損失を例示している。
- ▶ 賠償負担金は「東日本大震災による福島第一原発事故に係る損害賠償の費用」であり、「震災の偶発的事故による損失」に該当するため、非原価となる。

22

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ⑧

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の非原価性

- ▶ 原価計算基準では、「損害賠償金」を非原価項目として明示しているため、賠償負担金は非原価。
- ▶ 廃炉円滑化負担金についても、「従来と比較して安全対策が厳格となったために廃炉とせざるを得ない原発の廃炉費用」であり、これは予期し得ない陳腐化等によって固定資産に著しい減価を生じた場合の「臨時償却費」に相当するため、非原価項目に相当する。

23

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性が否定されること ⑨

小括

- ▶ 以上のことから、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価計算基準における原価の4要件の一つも満たしていない。
- ▶ また、非原価項目に該当するため、その原価性は否定される。

24

まとめ①

- ▶ 託送料金の営業費に含められる費用項目は、無条件に認められるものではなく、会計上の原価であること、すなわち、原価計算基準の規定する原価の要件を満たす必要がある。
- ▶ 原価計算基準は、一般に公正妥当と認められる原価計算の実践規範であり、関係諸法令との調整の上に設定された制度であるため、拘束力を有するとともに、規範性も有する。
- ▶ そのため、託送料金の算定方法を規定する電気事業法や本件算定規則における原価についても、原価計算基準に反する原価を規定することは認められず、原価計算基準に準拠した原価の要件が求められる。

25

まとめ②

- ▶ 次に、原価計算基準では、原価として容認されるための4つの要件を規定するとともに、非原価項目も例示されている。
- ▶ 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原価計算基準の規定する原価の4要件の一つも満たしておらず、また、非原価項目に該当する費用であるため、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の原価性は否定される。

26

まとめ③

- ▶ したがって、会計学の観点からすれば、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、電気事業法18条3項1号に規定する「適正な原価」、本件算定規則3条1項に規定する「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に該当しない。
- ▶ よって、会計学上の観点及び公正なる会計慣行（慣習法）からも、電気事業法の改正なくして、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に組み込むことは到底許されない。

27

終 わ り

28